

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会（第84回）	資料 2 - 2
令和 7 年 1 0 月 2 日	

令和 6 年度

雇用均等基本調査結果のポイント（概要） （令和 7 年 7 月 3 0 日 公表）

厚生労働省

雇用環境・均等局雇用機会均等課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

〔雇用均等基本調査の概要〕

- ・ **統計の種類**

 - 一般統計

- ・ **目的**

 - 男女の雇用均等問題に関する雇用管理の実態を把握することを目的に毎年実施している。

- ・ **調査時期**

 - 調査の実施時期は原則として令和6年10月1日現在の状況について、令和6年10月1日から10月31日までの間に実施。

- ・ **調査対象**

 - 「企業調査」は常用労働者を10人以上雇用している全国の民営企業から無作為抽出した6,000企業であり、うち3,231企業から有効回答を得た。有効回答率は53.9%。

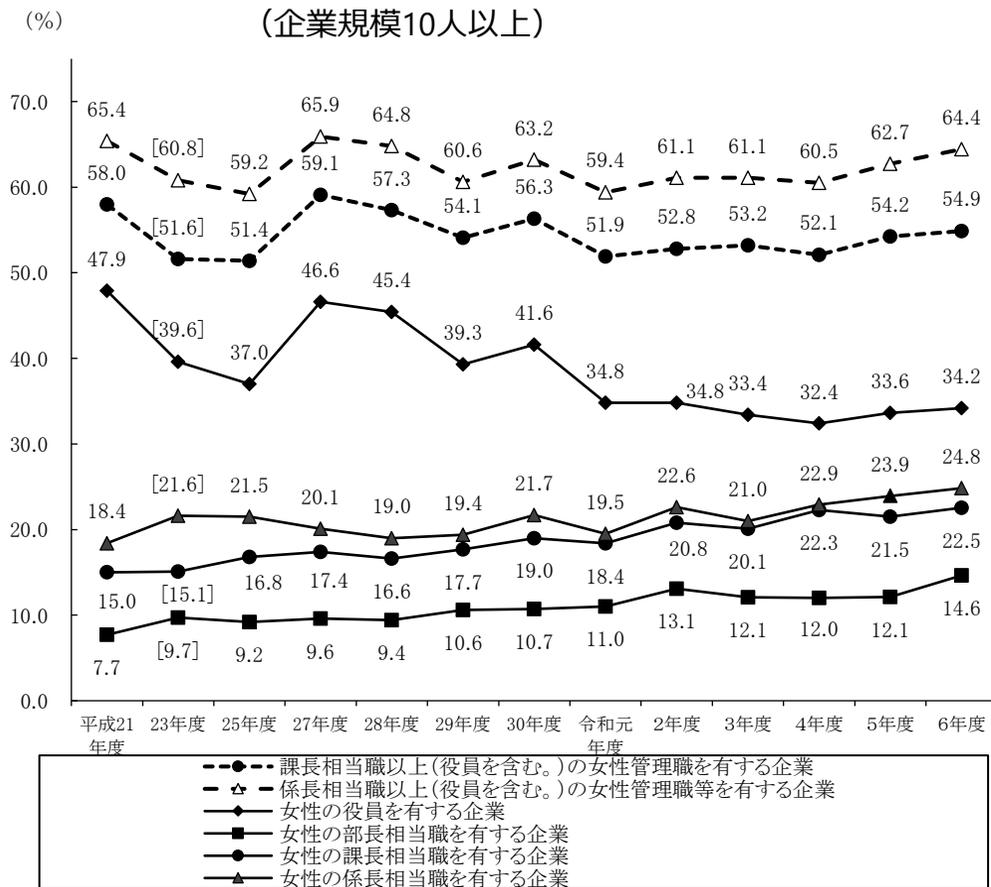
 - 「事業所調査」は常用労働者を5人以上雇用している全国の民営事業所から無作為抽出した6,300事業所であり、うち3,383事業所から有効回答を得た。有効回答率は53.7%。

【企業調査】

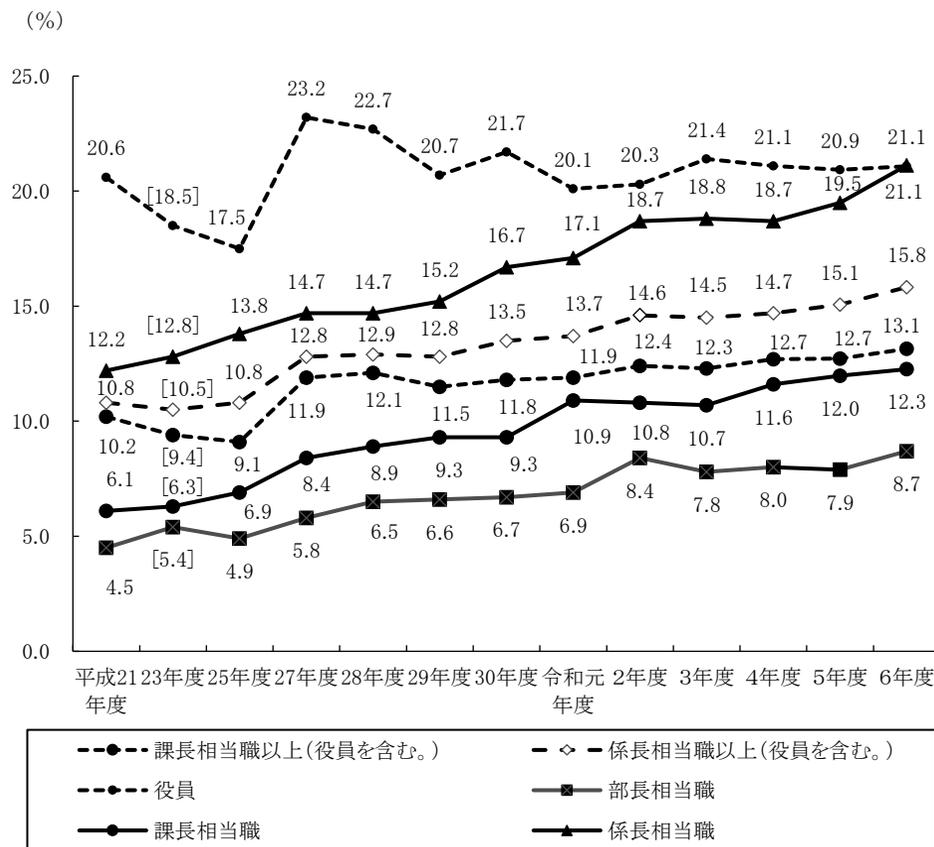
1 女性管理職等を有する企業割合、管理職等に占める女性割合 ⇒ 3～5ページ

- 係長相当職以上（役員含む）の女性管理職等を有する企業割合を役職別にみると、部長相当職ありの企業は14.6%、課長相当職ありの企業は22.5%、係長相当職ありの企業は24.8%となっている。
- 管理職等に占める女性の割合は、課長相当職以上（役員含む）で13.1%となっている。これを役職別にみると、部長相当職では8.7%、課長相当職では12.3%、係長相当職では21.1%となっている。

役職別女性管理職等を有する企業割合の推移
(企業規模10人以上)



役職別女性管理職等割合の推移 (企業規模10人以上)

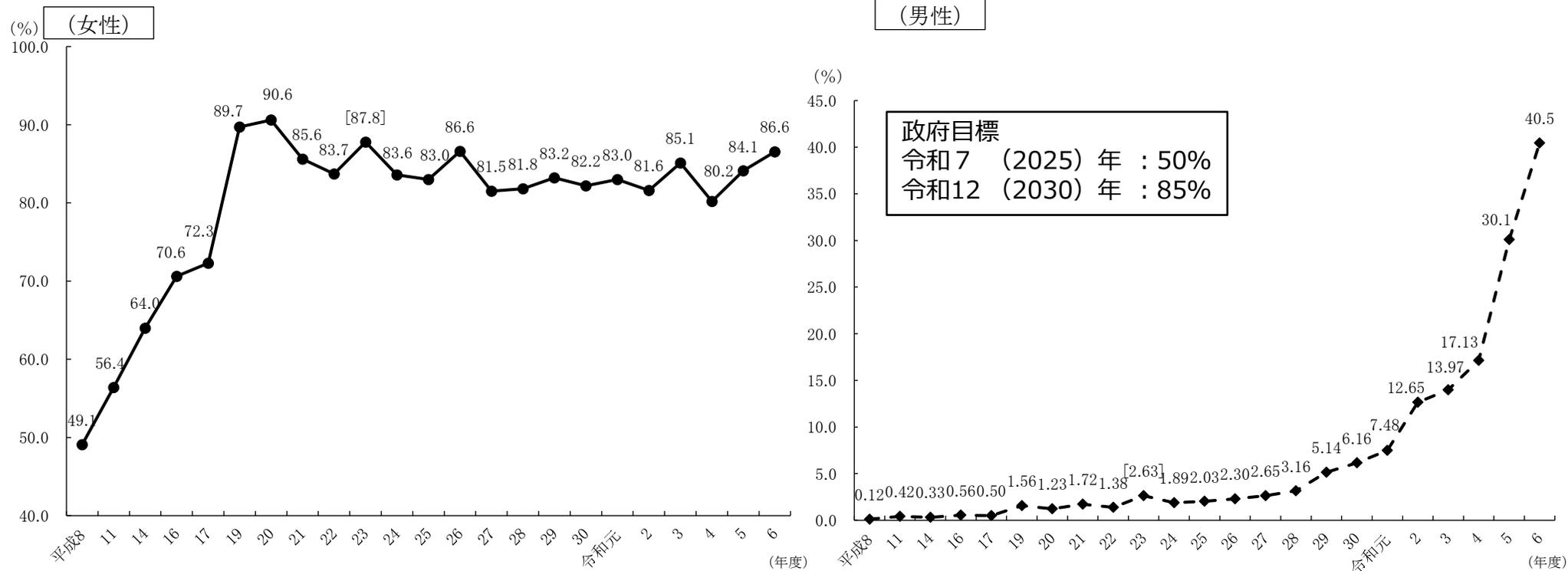


【事業所調査】

1 育児休業取得者割合 ⇒ 15～16ページ

- 令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、令和6年10月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は86.6%と、前回調査より2.5ポイント上昇した。
- 令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、令和6年10月1日までに育児休業（産後パパ育休を含む。）を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は40.5%と、前回調査より10.4ポイント上昇した。

育児休業取得率の推移



育児休業取得率 = 出産者のうち、調査年の10月1日までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数 / 調査前年の9月30日までの1年間（※）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数

注：平成22年度以前調査においては、調査前年度の1年間。

注：平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

2 産後パパ育休（出生時育児休業）取得者割合 ⇒ 15～17ページ

- 産後パパ育休（出生時育児休業）取得者割合については、令和6年度初めての調査となる。
- 育児休業を取得した男性のうち、産後パパ育休を取得した者の割合は60.6%。育児休業を取得した有期契約労働者のうち、産後パパ育休を取得した者の割合は82.6%。

男性育児休業者割合うち産後パパ育休取得者割合

	配偶者出産者計		配偶者出産者計（うち有期契約労働者）				
	男性育児休業者	産後パパ育休取得者	男性育児休業者	産後パパ育休制度の対象となる有期契約労働者	産後パパ育休取得者		
令和6年度	100.0	40.5 (100.0)	24.5 (60.6) (100.0)	100.0	33.2 (100.0)	39.9	27.4 (82.6) (10.5)

注：令和4年10月1日～令和5年9月30日までの間に配偶者が出産した者のうち、調査時点(令和6年10月1日)までに育児休業（産後パパ育休を含む。）を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）の割合。